

# 会社設立1年目がとても重要です！

この度は法人設立、誠におめでとうございます

## 各種届出のご案内

法人の設立届はもう提出されましたか？

法人の設立後は、税務署、県税事務所、市区町村役場に所定の届出書類を提出することが義務づけられています。特に青色申告の届出は**法人設立後3ヶ月以内**が提出期限となります。赤字の繰越など節税メリットが得られる、**青色申告の申請をおすすめします！**

### 【法人設立に伴う主な届出書類】

- 広島市区役所への届出書類
  - ・法人等の設立・設置申告書
- 広島県税事務所への届出書類
  - ・法人設立届（法人の事務所等の設置届）
- 税務署への届出書類
  - ・法人設立届出書及び付表
  - ・青色申告の承認申請書
  - ・給与支払事務所等の開設届出書
  - ・
  - ・
  - ・



## 青色申告のメリットの一例

会社を始めたときは、設備投資や軌道に乗るまでの運転資金など支出がかさみ、国税庁によると平成24年赤字企業割合は、72.8%を占めています。青色申告であれば、赤字を翌年以降9年間にわたって繰り越せます。赤字を繰り越せば、利益が出たときの節税に繋がります！

一例）1年目に500万円の赤字がでたとき・・・

	利益	課税所得	赤字残高
1年目	▲500万円	0円	500万円
2年目	30万円	0円	470万円
3年目	50万円	0円	420万円
4年目	50万円	0円	370万円
5年目	60万円	0円	310万円
6年目	60万円	0円	250万円
7年目	80万円	0円	170万円
8年目	80万円	0円	90万円
9年目	90万円	0円	0円

青色申告のメリットは大きいんです！



税理士法人 長谷川会計

〒733-0822 広島市西区庚午中2丁目11番1号

TEL. 082-272-5868(代) FAX. 082-272-2300

URL. <http://www.hasegawakaikei.com/>

E-mail. [hasegawa-kaikei@tkc.or.jp](mailto:hasegawa-kaikei@tkc.or.jp)